

**答 申 書**  
(答申第81号)  
平成20年11月6日

---

**1 審査会の結論**

定期病状報告書のうち、「生活歴及び現病歴」欄の陳述者の氏名及び続柄、「今後の治療方針を記載すること」欄並びに「診察時の特記事項」欄を非開示としたことは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、〇〇市の〇〇病院から提出され、〇〇保健所を經由して北海道立精神保健福祉センターに保管されている異議申立人に係る医療保護入院者の定期病状報告書（平成15年から平成19年まで）（以下「本件公文書」という。）に記録されている情報である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報の一部が、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）又は同項第8号に規定する非開示情報（以下「8号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を全部を開示する処分に変更することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分は、本件個人情報のうち、「生活歴及び現病歴」欄の陳述者の氏名及び続柄であり、実施機関は、おおむね次のとおり主張する。

「生活歴及び現病歴」欄の陳述者の氏名及び続柄については、明らかに開示請求者以外の個人に関する情報である。

また、本件公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定による報告であり、措置入院患者及び医療保護入院患者の人権保護のため、精神科病院の管理者に定期的に最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告させることにより、定期的にその入院の必要性について審査を行うためのものである。

「生活歴及び現病歴」欄については、陳述者の陳述を基に記載されたものであるが、陳述をした事実について、患者に知らせることを目的としているものではなく、

「生活歴及び現病歴」欄の陳述者の氏名及び続柄を患者である異議申立人に開示することは、陳述者と異議申立人との関係の悪化等、当該個人の正当な権利を侵すおそれがあると認められるものである。

ウ 「生活歴及び現病歴」欄の陳述者の氏名及び続柄については、条例第16条第1項第2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

また、精神保健福祉法第33条の規定による医療保護入院は、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために本人の同意に基づいて入院が行われる状態にないと判定されたもので、保護者の同意があるときに、本人の同意がなくても、精神科病院の管理者がその者を入院させることができる制度である。このため、医療保護入院者が、この入院に納得していない場合があることも容易に想定されるところである。

当審査会としては、陳述者の氏名及び続柄が開示されると、陳述者が明らかとなることから、実施機関が主張するように、陳述者と異議申立人との関係が悪化するおそれも想定される。

したがって、陳述者の氏名及び続柄を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 8号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が8号情報に該当するとして非開示とした部分は、本件個人情報のうち、「今後の治療方針を記載すること」欄及び「診察時の特記事項」欄であり、実施機関は、おおむね次のとおり主張する。

条例第16条第1項第8号に規定する「診療」とは、疾病、健康状態等について、医師等が専門的見地から行う診療、検査、治療、投薬等の一連の医療行為を含むものであるが、本件個人情報のうち、「今後の治療方針を記載すること」欄及び「診察時の特記事項」欄に記録されている情報は、精神保健指定医の異議申立人に対する診察の結果を記録したものであるから、ここにいる「診療」に関する個人情報に相当する。

また、本件公文書の「診療」に関する内容の項目のうち、過去の治療の内容や現在の治療内容に関する項目については、本人が既に知り得ている内容であり、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれはないものとして開示しているが、今後の治療方針に関する項目については、本人が既に知り得ている内容とは言えず、今後の治療に関する説明については、医療を受けている者の心身の状況を考慮して行うべきであり、特に精神科医療については、その治療が比較的長期間を要するなどの特殊性から、患者の心身への影響を十分考慮しなければならないものとして非開示としたものである。

さらに、本件公文書は、前述したとおり、精神保健福祉法の目的を達するために特に認められた措置であることを併せて考えれば、「今後の治療方針を記載すること」欄及び「診察時の特記事項」欄に記録されている情報を開示することは、今後の異議申立人に対する診療事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 当審査会が、実施機関に対し、今後の治療方針を開示することにより、「当該事

務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる」具体的な理由について説明を求めたところ、実施機関は、おおむね次のとおり説明した。

精神医療においては、特に病識のない患者の場合、患者の心身への影響を十分考慮せずに、今後の治療方針を開示することにより、患者が治療に拒否的になることが考えられる。

また、治療方針については、本人の病状や医療の進歩によっても変化し得るものであり、現在の治療方針と年1回の定期病状報告書に記載されている治療方針とは相違している可能性があり、このことから、過去の治療方針を、配慮なしに本人に開示することにより、治療に拒否的になり、今後の治療に悪影響を与えることが考えられ、精神保健福祉法の目的である「精神障害者等の医療及び保護を行い、その社会復帰を促進する」ことが困難となるおそれがある。

さらに、本件公文書は医療保護入院の適正さを担保するために、精神科病院の管理者は、精神保健福祉法に基づいて行った医療保護入院に係る患者の病状等を知事に報告しなければならないとしているのであり、このことは、医療保護入院患者の処遇に関して監督権を有する知事をして、その行使の基礎となる正確かつ詳細な情報を得せしめるとの趣旨も有するものであることから、今後の治療方針を異議申立人に開示することは、今後の反復継続して行われる異議申立人以外の者に対する診療、指導等の事務に著しい支障を生ずるおそれがある。

エ 「今後の治療方針を記載すること」欄及び「診察時の特記事項」欄に記録されている情報は、精神保健指定医としての専門的知識及び経験に基づいて診断記録されたものであり、条例第16条第1項第8号に規定する「診療」に関する個人情報に該当する。

また、医療保護入院は、本人の同意に基づくものではないことから、医療保護入院者が、この入院に納得していない場合があることも容易に想定されるところである。

当審査会としては、「今後の治療方針を記載すること」欄及び「診察時の特記事項」欄に記録されている情報が開示されると、実施機関が主張するように、医療保護入院者が治療に拒否的になり、今後の治療に悪影響を与えることも想定される。

したがって、「今後の治療方針を記載すること」欄及び「診察時の特記事項」欄に記録されている情報を開示することにより、当該診療事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められることから、8号情報に該当するものと判断する。

#### (5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成20年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号78）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④個人情報開示請求書の写し、⑤個人情報一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成20年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託</li> </ul>
平成20年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から理由説明書の補足説明の提出</li> </ul>
平成20年8月4日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成20年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異議申立人から意見書の提出</li> </ul>
平成20年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異議申立人から意見書提出延期請願申立書の提出</li> </ul>
平成20年9月8日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の補足説明を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成20年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異議申立人から意見書及び資料の一部提出並びに提出延期請願申立書の提出</li> </ul>
平成20年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異議申立人から意見書及び資料の一部提出並びに提出延期請願申立書の提出</li> </ul>
平成20年10月6日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成20年11月5日 （第35回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成20年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>